

議案第 30 号

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2025年2月7日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、常勤職員の給与の増額改定を契機として会計年度任用職員の一部の職種の報酬の額を増額するため、及び会計年度業務職員の一部の職種の名称を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

常勤職員の給与の増額改定を契機として会計年度任用職員の一部の職種の報酬の額を増額するため、及び会計年度業務職員の一部の職種の名称を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員及び生活指導補助員以外の会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額を、次のように増額します。（別表関係）

ア 特別支援教育アドバイザー及び就学相談アドバイザー 300円

イ 保育士（補助） 70円

ウ ア及びイ以外の職種 80円

(2) 会計年度業務職員のうち、「総合教育相談員」の名称を「教育専門職員」に改めます。（別表関係）

3 施行期日

公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、改正内容の(2)は令和7年4月1日から施行します。

4 補足説明

令和6年10月1日付けで増額の改定を行った一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員、保育士（補助）及び生活指導補助員のうち、保育士（補助）以外の職種の報酬の額については、今回は改定を行いません。

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年3月町田市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	職種	勤務1時間当たりの報酬の額	種別	職種	勤務1時間当たりの報酬の額
会計年度業務職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年2月町田市規則第4号）第2条第1号に掲げる会計年度業務職員をいう。）	一般事務	<u>1,660円</u>	会計年度業務職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年2月町田市規則第4号）第2条第1号に掲げる会計年度業務職員をいう。）	一般事務	<u>1,580円</u>
	図書館専門員	<u>1,760円</u>		図書館専門員	<u>1,680円</u>
	一般労務	<u>1,660円</u>		一般労務	<u>1,580円</u>
	特任給食調理員	<u>1,760円</u>		特任給食調理員	<u>1,680円</u>
	学校養護員	<u>1,660円</u>		学校養護員	<u>1,580円</u>
	栄養士	<u>1,660円</u>		栄養士	<u>1,580円</u>
	造園技術	<u>1,660円</u>		造園技術	<u>1,580円</u>
	土木技術	<u>1,660円</u>		土木技術	<u>1,580円</u>
	建築技術	<u>1,660円</u>		建築技術	<u>1,580円</u>
	保育士	<u>1,660円</u>		保育士	<u>1,580円</u>
	学芸員	<u>1,860円</u>		学芸員	<u>1,780円</u>
	精神保健福祉士	<u>1,860円</u>		精神保健福祉士	<u>1,780円</u>
	看護師	<u>1,910円</u>		看護師	<u>1,830円</u>
	歯科衛生士	<u>1,910円</u>		歯科衛生士	<u>1,830円</u>
	臨床心理士	<u>2,010円</u>		臨床心理士	<u>1,930円</u>
	薬剤師	<u>2,010円</u>		薬剤師	<u>1,930円</u>
	助産師	<u>2,010円</u>		助産師	<u>1,930円</u>
保健師	<u>2,010円</u>		保健師	<u>1,930円</u>	
管理栄養士	<u>2,010円</u>		管理栄養士	<u>1,930円</u>	
M a c h i d a E n g l i s		<u>2,510円</u>	M a c h i d a E n g l i s		<u>2,430円</u>

	h P r o m o t i o n S t a f f	
	I C T授業支援 員	<u>2,510円</u>
	特別支援教育支 援員	<u>1,310円</u>
	相談員	<u>1,660円</u>
	指導員	<u>1,660円</u>
	部活動指導員	<u>1,710円</u>
	教育相談員	<u>2,010円</u>
	特別支援教育ア ドバイザー	<u>2,330円</u>
	就学相談アドバ イザー	<u>2,330円</u>
	スクールソーシ ヤルワーカー	<u>2,110円</u>
	専任教育相談員	<u>2,160円</u>
	スクールカウ ンセラー	<u>2,160円</u>
	教育専門職員	<u>2,310円</u>
会計年度 補助職員 (町田市 会計年度 任用職員 の任用等 に関する 規則第2 条第2号 に掲げる 会計年度 補助職員 をいう。)	略	略
	自動車運転補助 員	<u>1,260円</u>
	略	略
	保育士(補助)	<u>1,240円</u>
	栄養士(補助)	<u>1,260円</u>
	管理栄養士(補 助)	<u>1,560円</u>
	学芸員(補助)	<u>1,660円</u>
	看護師(補助)	<u>1,760円</u>
	歯科衛生士(補 助)	<u>1,760円</u>

	h P r o m o t i o n S t a f f	
	I C T授業支援 員	<u>2,430円</u>
	特別支援教育支 援員	<u>1,230円</u>
	相談員	<u>1,580円</u>
	指導員	<u>1,580円</u>
	部活動指導員	<u>1,630円</u>
	教育相談員	<u>1,930円</u>
	特別支援教育ア ドバイザー	<u>2,030円</u>
	就学相談アドバ イザー	<u>2,030円</u>
	スクールソーシ ヤルワーカー	<u>2,030円</u>
	専任教育相談員	<u>2,080円</u>
	スクールカウ ンセラー	<u>2,080円</u>
	総合教育相談員	<u>2,230円</u>
会計年度 補助職員 (町田市 会計年度 任用職員 の任用等 に関する 規則第2 条第2号 に掲げる 会計年度 補助職員 をいう。)	略	略
	自動車運転補助 員	<u>1,180円</u>
	略	略
	保育士(補助)	<u>1,170円</u>
	栄養士(補助)	<u>1,180円</u>
	管理栄養士(補 助)	<u>1,480円</u>
	学芸員(補助)	<u>1,580円</u>
	看護師(補助)	<u>1,680円</u>
	歯科衛生士(補 助)	<u>1,680円</u>

臨床心理士（補助）	<u>1,860円</u>	臨床心理士（補助）	<u>1,780円</u>
助産師（補助）	<u>1,860円</u>	助産師（補助）	<u>1,780円</u>
保健師（補助）	<u>1,860円</u>	保健師（補助）	<u>1,780円</u>
略	略	略	略
柔道指導補助員	<u>1,260円</u>	柔道指導補助員	<u>1,180円</u>

附 則

（施行期日等）

- この規程は、公表の日から施行する。ただし、別表の改正規定（「総合教育相談員」を「教育専門職員」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた報酬は、新規程の規定による報酬の内払とみなす。